

**2019 年度（平成 31 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）
「環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づく
エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設及び改良に関する事業」
公 募 要 領**

2019年4月

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会

一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会（以下「技管協」という。）では、環境省から 2019 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）の交付決定を受け、交付を受けた補助金を財源として、廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を行う事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部を補助する事業を実施いたします。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合は、技管協が別途定めた 2019 年度（平成 31 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められています。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

1. 技管協から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。
2. 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について技管協の承認を受けなければなりません。なお、技管協は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
3. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会

目 次

1. 補助金の目的と性格	1
2. 公募する事業の対象	2
3. 補助対象事業の選定	7
4. 応募に当たっての留意事項	7
5. 応募の方法	8
6. 問い合わせ先	9
7. 公募期間	10
《 補助事業における留意事項等について 》	10
1. 基本的な事項について	10
2. 補助事業の実施における留意事項等について	10
《 補助事業完了後に提出すべき報告書等の作成について 》	12

1. 補助金の目的と性格

- 本補助金は、廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を行う事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部を補助する事業に補助金を交付することにより、エネルギー起源のCO₂の排出抑制を図ることを目的としています。
- 事業の実施によりエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。

なお、一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安は、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（平成31年3月改定）」に記載してありますので、事業の申し込みにおいてはその内容を十分に理解してください。
- 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付要綱（平成31年4月1日付け環循適発第19040112号。以下「交付要綱」という。）及び廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業実施要領（平成31年4月1日付け環循適発第19040112号。以下「実施要領」という。）の規程によるほか、技管協が定めた交付規程（2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付規程（平成31年4月18日付け技管協補発第1904181号 以下「交付規程」という。))の定めるところに従い実施していただきます。

（詳細はP10「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

2. 公募する事業の対象

本補助金の対象は、下記の（１）に適合する（２）の事業とします。

（１）対象事業の基本的要件

- ア. 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ. 事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ. 本補助事業について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。（固定価格買取制度による売電は行わないものであることを含む。）

（２）対象事業

補助金の交付の対象とする補助事業は、廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を行う以下の事業とします。

ア. 補助金の交付対象とする事業

- ① 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づく
エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業
- ② 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づく
エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業

イ. 地域計画の提出等

補助金の申請を行う者は、地域計画を作成し、都道府県を通じて、環境大臣に提出しなければなりません。

ウ. 対象事業の要件

対象事業の要件は、交付規程第 3 条に定めており、次のとおりとします。

① 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づく

エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業

- ア. エネルギー回収率 22.0%相当以上（規模により異なる。：次表「エネルギー回収率の交付要件」参照）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、あらかじめ、ごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI 等の民間活用、一般廃棄物会計基準の導入及び廃棄物処理の有料化等について検討を行い、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限ります。

表 エネルギー回収率の交付要件

対 象 事 業	対象条件（施設規模により異なる）
エネルギー回収型 廃棄物処理施設の新設	エネルギー回収率が以下の表の値以上
	100 トン／日以下： 11.5%以上
	100 トン／日超： 14.0%以上
	150 トン／日超： 15.0%以上
	200 トン／日超： 16.5%以上
	300 トン／日超： 18.0%以上
	450 トン／日超： 19.0%以上
	600 トン／日超： 20.0%以上
	800 トン／日超： 21.0%以上
	1,000 トン／日超： 22.0%以上
1,400 トン／日超： 23.0%以上	
1,800 トン／日超： 24.0%以上	

- イ. 二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすものに限りします。
- ウ. 交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条に定める設備認定を受けて売電を行わないこととします。

**② 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づく
エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業**

- ア. あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が5%相当以上削減されるものであり、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備える場合は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定し、事業実施後は全連続運転を行うもの（ただし、「(3) 補助金の交付を申請できる者」に記載した沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域についてはこの限りではない。）であって、事業実施

後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限り、ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではありません。

- イ. 交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであることとします。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条に定める設備認定を受けて売電を行わないこととします。

（3）補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者としてします。

人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体のうち、循環型社会形成推進地域計画を策定し、環境大臣の承認を得た者としてします。

ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地帯、山村地域、半島地域、過疎地域（次に掲げる各法に定める地域）を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象としてします。

- ・ 離島地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ・ 奄美群島 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
- ・ 山村地域 山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村
- ・ 半島地域 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ・ 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

（4）交付対象の範囲

① エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業

本事業の補助対象設備は次のとおりとし、ここに定めのないものはエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルによるものとします。また、設備の予備品・消耗品及び工具は含まないものとします。

- ア. 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ. 前処理設備
- ウ. 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- エ. 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- オ. 燃焼ガス冷却設備

- カ. 排ガス処理設備
- キ. 余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ク. 通風設備
- ケ. 灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- コ. 残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- サ. 搬出設備
- シ. 排水処理設備
- ス. 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- セ. 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ソ. 薬剤、水、燃料の保管のための設備
- タ. 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- チ. 前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ツ. 前各号の設備の設置に必要な建築物
- テ. 搬入車両に係る洗車設備
- ト. 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ナ. 前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ツ.建築物のうち、サ.シ.セ.及びタ.の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

② エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する補助事業

本事業の補助対象設備は次のとおりとし、ここに定めのないものは廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルによるものとします。また、設備の予備品・消耗品及び工具は含まないものとします。

ただし、地球温暖化対策及び災害廃棄物処理体制の強化に資する設備改良に係るものに限ります。

- ア. 受入・供給設備
- イ. 前処理設備
- ウ. メタン発酵設備
- エ. 燃焼（溶融）設備
- オ. 熱回収（排ガス冷却）設備
- カ. 排ガス処理設備
- キ. 余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）
- ク. 通風設備
- ケ. 灰出し設備
- コ. 焼却残さ溶融設備
- サ. 発酵残さ処理設備

- シ. 給水設備
- ス. 排水処理設備
- セ. 電気設備
- ソ. 計装設備
- タ. 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- チ. 前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ツ. 前各号の設備の設置に必要な建築物
- テ. 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

(5) 地域計画の提出等

事業の補助金の申請をするものは、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、都道府県を通じて、環境大臣の承認を得ている必要があります。なお、一般廃棄物処理計画をもって代える場合は、これらの事項が一般廃棄物処理計画に記載されていることが必須となっています。

- ① 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項
 - ア. 対象地域
 - イ. 計画期間
 - ウ. 基本的な方向
 - ② 循環型社会形成推進のための現状と目標
 - ア. 一般廃棄物等の処理の現状
 - イ. 一般廃棄物等の処理の目標
 - ③ 施策の内容
 - ア. 発生抑制、再使用の推進
 - イ. 処理体制
 - ウ. 処理施設の整備
 - エ. 施設整備に関する計画支援事業
 - オ. その他の施策
 - ④ 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
 - ⑤ 交付期間
 - ⑥ 計画のフォローアップと事後評価
- ※1 環境大臣は、事業について補助金の申請をするものから、前項の規程に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画について審査し、その結果を当該提出者に対し通知することとなっています。
- ※2 この規程は、地域計画を変更する場合にも準用します。

(6) 補助金の交付額

交付規程第4条(交付額の算定方法)によります。

また、算定にあたっては、交付規程に基づく、別表第1、別表第2-1を参照してください。

(7) 補助事業期間

応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間が複数年度(交付決定日以降から2023年2月末日まで)の応募を行うことができます。

3. 補助対象事業の選定

(1) 公募方法

一般公募を行い、選定します。なお、「2.(1)対象事業の基本的要件」に適合しない、及び補助対象事業の要件を満たさない場合、または提出された応募書類に不備がある場合は、受理できません。また、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査及び採否

応募者より提出された書類をもとに、厳正に審査を行い、優れていると認められるものから順に補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の採否を決定(内示)します。不採択の場合は、その旨を通知します。

また、対象事業の要件に適合する場合であっても、補助額の減額又は不採択とする場合がありますので予めご了承ください。

(3) 審査結果に対する問い合わせ

採否を問わず、審査結果に対する御意見は対応いたしかねますので、予めご了承ください。

4. 応募に当たっての留意事項

(1) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

<補助対象経費>

- ・事業を行うために必要な工事費及び事務費(材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、一般管理費等)並びにその他必要な経費で技管協が承認した経費であり、詳細は交付規程に基づく、別表第1 補助対象経費欄及び別表第2-1のとおりです。

<補助対象外経費の代表例>

- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・予備品、消耗品費等
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・その他、事業に直接関わらない経費等
(官公庁等への申請・届け出に係る経費、補助事業への応募・申請等に係る経費等)

(3) 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、交付規程第8条第十四号及び第十五号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ってください。また、導入に関する各種法令を遵守してください。

(4) 二酸化炭素の削減量の把握等

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素削減量を把握し、交付規程及び技管協の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(5) 会計検査院による実地検査

補助金の交付を受けた事業は、会計検査院による実地検査が行われる場合があります。

補助事業者は実地検査が行われる旨の連絡があった場合には、これに応じなければなりません。

5. 応募の方法

(1) 応募申請書類

応募に当たり提出が必要になる書類は、交付規程に定める以下の①～⑥です。

①～⑥は、技管協ホームページからダウンロードして作成するようお願いします。

ホームページアドレス：新設 <http://jaem.or.jp/subsidiary/business01.html>

改良 <http://jaem.or.jp/subsidiary/business02.html>

① 交付申請書【様式 A-1】

エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業

エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業

② 交付申請額表【様式 A-2】

③ 別表（交付申請）【様式 A-3】

④ 事業費財源表【様式 A-4】

⑤ PFI 等の民間活用検討結果報告書【様式 A-5】

⑥ 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書【様式 A-6】

(2) 応募書類の提出方法

(1) の応募書類と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送により協会へ提出してください（電子メールによる提出は受け付けません。）。

応募書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び2.(2)対象事業の応募書類である旨を朱書きで明記してください。

2019 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物
処理施設の新設〈又は改良〉に関する事業)

応 募 書 類

なお、応募書類は、交付申請書【様式 A-1】から、一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書【様式 A-6】、その他添付資料の順に綴り、インデックスを付け、フラットファイルに綴じてください。

(3) 提出先

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6
(一般財団法人) 日本環境衛生センター内

(4) 提出部数

(1) の応募書類(紙)を3部(正本1部、副本(写し)2部)、当該書類の電子データを保存した電子媒体(CD-R)を1部提出してください(電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください)。

なお、提出いただきました応募書類は、返却しませんので申し添えます。

6. 問い合わせ先

問い合わせ内容を正確に把握するため、電子メールを利用してください。その際メール件名を「エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業の問い合わせ」又は「エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業の問い合わせ」としてください。

その際、メール件名を以下のようにしてください。

新設事業の場合：「【〇〇〇市】エネルギー回収型施設新設事業問い合わせ」

改良事業の場合：「【〇〇〇市】エネルギー回収型施設改良事業問い合わせ」

<問い合わせ先>

神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6
(一般財団法人) 日本環境衛生センター内
一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
Tel : 044-288-2456
Fax : 044-270-5566
E-mail : hojyo-01@jaem.or.jp
担当 : 補助事業担当係あて

7. 公募期間

2019年4月19日（金）～4月26日（金） 17時必着

受付期間以降に当協会に到着した書類のうち、遅延が当協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

なお、公募（2次）を行う場合もありますので、5月中旬以降の技管協ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：新設 <http://jaem.or.jp/subsidiary/business01.html>

改良 <http://jaem.or.jp/subsidiary/business02.html>

◀ 補助事業における留意事項等について ▶

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、技管協が環境省から交付を受けた補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規程によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

2. 補助事業の実施における留意事項等について

(1) 交付決定

技管協は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適切と認められたものについて交付の決定を行います。なお、補助金の交付決定には、交付規程第8条の交付条件が付されますので、その内容について十分ご理解を戴く必要があります。

(2) 補助事業の開始

補助事業者は、技管協からの交付決定を受けた後に、補助事業を開始することとなります（なお、諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください）。

補助事業者が補助事業に係る契約の締結する場合は、技管協の交付決定日以降としますので、ご注意願います。

(3) 完了実績報告書

ア 補助事業が完了した場合は、完了した日から起算して30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を技管協あて提出していただきます。また、補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日まで期間）が終了したときは、翌年度の4月10日までに年度終了実績報告書を技管協に提出してください。

技管協は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行います。

イ 完了実績報告書には交付規程に定めた書類を添付する必要があります。

この添付資料のうち、領収書等（当該補助事業の発注先への支払いを証明する書類）については、補助事業者に対して補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで対応可能とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を技管協に提出してください。

（４）補助金の支払い

補助事業者は、技管協から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、技管協から補助金を支払います。

（５）補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

（６）取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用しようとするときは、あらかじめ技管協の承認を受ける必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、2019年度二酸化炭素排出抑制対策事業で整備した旨を明示しなければなりません。

（７）その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

《 補助事業完了後に提出すべき報告書等の作成について 》

1. 完了実績報告書

補助事業完了後に完了実績報告書を提出してください。

2. 事業報告書

(1) 事業報告書の記入事項

循環型社会形成推進地域計画目標状況達成報告書に必要事項を記入し、提出してください。

なお、二酸化炭素削減については以下に留意して記入してください。

① 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について

ア. 二酸化炭素排出削減量（実績）

イ. 実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因

② 目標の達成状況に関する評価

ア. 二酸化炭素の削減量について

本報告の対象とする年度において、事業実施計画に基づくそれぞれの設備における二酸化炭素の削減量を記入してください。

新設事業は施設全体の設備を対象とし、改良事業は改良した設備を対象として導入後の稼働した実績による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入してください。なお、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付してください。

(2) 事業報告書の対象期間及び提出時期

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を環境大臣に提出する必要がありますので、循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書に沿って報告を行ってください。

また、事業報告書の証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければなりません。